

障がいなどの理由で、自分で投票用紙に記入することがむずかしい方へ

だいりとうひょうせいど

代理投票制度

をご存知ですか？

障がいがあったり字が書けないなどの理由で
投票することをあきらめていませんか。
あなたの大切な一票を投じるお手伝いをします。



代理投票制度は、ご本人の申出により補助者(選挙管理委員会職員)が
投票用紙に代筆し、投票のお手伝いをすることができる制度です。

● 代理投票制度とは

投票用紙に文字を記入することが困難な選挙人(投票する人)のための制度です。
投票管理者に申請すると、補助者(お手伝いをする人)2名が定められ、その一人が
選挙人の指示に従って投票用紙に記入し、もう一人が指示通りかどうかを確認します。

※ 投票は家族であっても代筆することはできません!



代理投票に向けて

● 選挙公報等を見る

選挙公報等を見て、誰に投票するか時間をかけて決めておきましょう。

● 模擬投票に参加する

学校や作業所で実施している模擬投票に参加して、投票の流れに慣れておきましょう。

● 相談支援専門員と相談する

福祉サービスを利用することも可能です。サービス等利用計画へ反映しましょう。

● 選挙管理委員会事務局へ事前に相談する

不明な点や相談したいことなどは、下記選挙管理委員会事務局へご連絡ください。

● 比較的空いている期日前投票もおすすめです!

投票の際に手伝ってほしいことを教えてください (○をつけて投票所にお持ちください)

● できることを教えてください

お話ができる / メモができる / 指差しができる

● 投票所内で補助者の付き添いは必要ですか?

はい(付き添ってもらう) / いいえ(ひとりで大丈夫) / 家族の付き添いが必要

● 自分で投票用紙に字を書くことはできますか?

はい(自分で書ける) / いいえ(代わりに書いてもらいたい)

● その他、投票所で支援してほしいことはありますか?

[]

代理投票に関するお問い合わせは

宜野湾市選挙管理委員会 TEL.098-893-4168

宜野湾市選挙管理委員会